

古代の土地売買について (上)

菊 地 康 明

【要約】 この論文は日本古代の土地所有権の性格を究明するために、その一の方法として古代の土地売買の実態を明らかにしようとするものである。本号に於ては先ず問題の所在・視角を明らかにしようとして試みた。即ち当時の売買の用語法として今日の意味での売買と賃貸借の両様の意味があった事を指摘し、更にこのような売買の二義性は遅くも大宝令制定以前から存したを明らかにした。その際最も問題になる三世一身法及び墾田永世私有令の意味を考察する事によって、併せて古代の土地私有権の起源が大化前代に溯る事を明らかにし、上述の推定の裏付けをしようとして試みた。

史林 四八巻二号 一九六五年三月

一 問題の所在

わが国の古代の土地の売買と云う語には「賃租」と「永代売買」の両様の意味があった。一般に賃租とは後世の小作類似の田地経営慣行を意味し、永代売買とは大体今日の売買と同義と考えられている。従つて大雑把に云つて古代の土地の売買と云う語には賃貸借と売買の両様の意味があったと云う事が出来よう。この事は夙に中田薫博士の指摘された所で、独りわが国のみならず、中国やローマ・バビ

ロン等にも類例があつた事を明らかにしておられる。^①

所で現今の常識からすれば売買と賃貸借とは明かに区別し得ると思われる。而るに古代にあつては右の如く両者が区別される事なく同一語で表現されていたのは如何なる事情によるのであろう。この点につき中田博士は「我律令時代には一方に於て、明らかに田地の賃租(賃貸借)と売買とを区別して居たに拘らず、他方に於ては前者を以て後者の一種と解するの思想が存在したことは争はれない」とされ、^②「当時の賃租は一見今日の賃貸借に相当するが如きも、

其実は鎌倉以降頻繁に行はれたる年作・年季売若くは作毛売と称する売買の一種と同じく、特定の対価を支払うて他人の土地を或期間内使用収益する権利を設定する契約なりと解すべく、従て賃借人の権利は賃貸人に対する債権にあらざりして、土地の上の物権なりと見るを穩当とすべきに似たり」とも述べておられる。^③博士が賃租を以て売買の一種と解された事の当否は暫く措くとして、古代の「賃租」と「永売」の語を單純に今日の賃貸借と売買の關係に比定し難いと指摘された事は深く銘記すべき問題提示と想うのである。

所が亀田隆之氏は養老以後については「売買」の語に「賃租」と「永売」の二義のあつた事を認められるが、養老以前については「賃租」の意味しなかつたとしておられる。^④氏の見解を要約すると、大宝田令公田条の「販売」の語が養老令同条で「賃租」の語に改められたのは、この頃永売が始めて行われるようになったが、それまでの「売買」の語は「賃租」を意味していたので、ここに至って同一語が兩義——賃租・永売——を有つ事となり、用語の混乱に陥るのを避けるためであつたと云う事である。確かに

氏の指摘されるように、「賃租」の語が設定されたのは何等かの意味で「永売」と區別するためであつた事は誤りない所であろうが、この事から直ちに養老以前に永売が存しなかつたとするのは疑問がある。この点についての卑見の詳細は本論に譲らなければならないが、ここでは当時一般に——亀田氏の見解に従えば養老以降に限定されるが——「売買」の語が上述の如く兩義で通用していた現実があるに拘らず、何故わざわざ「賃租」の語を設定しなければならなかつたかと云う亀田氏の設問は、本稿の主題を追求する上でよくよく翫味すべき問題提示と考える点を指摘して置きたい。

「賃租」と「永売」の關係は以上の如き語義の面からの考察と共に、又客觀的考察が必要である。即ち前述の如き「売買」の二義性が古代社会の如何なる機構・本質から必然したかと云う視角である。賃租制度の内容・成立事情等については既に二つの別稿で卑見を呈して置いたが、^⑤そこでは主として徵税制度としての「賃租」を対象とした關係上、賃租の本質的考察にはなお欠ける所が多かつた。その意味で本稿は前二篇の続稿となるものである。同時に本稿

においては掲記した主題と密接な関係のある古代の土地所有権の問題にも論及し、以上の視角よりする卑見をも呈して大方の御叱正を仰ぎたいと希うものである。

① 中田薫博士『法制史論集』三一〇八六頁所収、古法制雜筆三、貸借と売買。

原田慶吉氏『楔形文字法の研究』二〇現実売買的性格、二二種類売買、二六代物弁済の売買としての法律的概念構成等の諸章には、パピロン・アッシリア・エジプト・ギリシャ・ローマ等の土地に関する売買と貸借の関係が多くの例証を以て詳述されている。特に二〇章に於て古代諸国法が法原則として現実売買主義の建前を固守していた事が貸借関係の法的表現上に売買・値等の語が多く用いられた理由とされた事は、本稿の主題上極めて興味深い見解である。

中国古制については、仁井田陞博士『中国法制史研究』(土地法・取引法)「第二部第四章漢魏六朝の質制度——第四節不動産質、同第五章唐宋時代の保証と質制度——第三節等の諸条に買戻条件付売買と質の区別の付け難い事が指摘されて居り、取引法の第一部第一章中国売買法の沿革——第七節永代売買と買戻の条にも(同書三三八三頁)、近代担保制度発生以前には売買が担保の意味で行われた場合のある事を指摘しておられる。

② 中田博士前掲書。

③ 同 『庄园の研究』一六四頁。

④ 亀田隆之氏「賃租制の一考察」『史学雑誌』六二一九。

⑤ 拙稿「公田賃租について」『書陵部紀要』14、「地子と佃直」『日本歴史』一九五・一九六号。

二 永売の発生時点

最初に亀田氏の云われる如く、果して養老田令公田条で「賃租」の語が設定される以前に「永売」を意味する「売買」の語が存在しなかったかどうかを確める必要がある。氏の論拠を要約すると次の三点に絞られる。

(1) 養老以前には「永売」を意味する「売買」の用語例が存在しない。

(2) 日唐の律令を比較すると、唐の律令には土地永売の禁止条文があるが「賃租」に関する規定が見受けられず、わが国の律令は逆に「賃租」に関する規定を存し土地永売禁止の規定がない。これはわが国では未だ土地永売が起っていない事傍証するものである。

(3) 若し養老令作成以前の「売買」の語が「賃租」と「永売」の両義を有したとすると、当然用語の混乱が起っていた筈で、政府当局者がこれを坐視していたとは考え難い。

以下各条毎に検討して行きたいが、論述の便宜上(3)から始めたい。亀田氏は論考の初章の中で、「賃租」の語の成

立後も一般には相変わらず旧来の賃租を意味する「売買」の語が永売を意味する「売買」の語と共に使用されていた事を指摘し、「賃租なる語は養老令に於いて成立した語ではあるが、主として法制的な、公的な用語にとゞまり實際社会に於いて使用されることは殆どなかった」と述べておられる。事情かくの如しとすれば、「賃租」の語の成否は実際的影響力を殆んど有たなかった筈であるから、実用面では「賃租」の語を設定しなければ用語上の混乱が起るとは必ずしも云い難い訳である。所が氏は③で「賃租」の語の成立以前に若し「永売」が発生していたならば、当然用語上の混乱を避けるための措置がとられた筈だが、そのような事実がないと云う事が「永売」が未だ発生していなかった証拠だとされる。これは前述の事実認識と矛盾した推論法と云わなければならない。「賃租」の語の成否は「永売」の成否を推論する極め手とはなり難いのである。

②については、日唐の律令の比較において、わが律令には唐令の如き土地永売の禁止規定がないから少くとも大宝令以前にはわが国では土地永売が未だ起っていなかったのではないかとされるが、その意味では氏も永売の存在を認

められる養老以降もわが律令には土地永売の禁止規定が設けられてはいないのであるから、禁止規定の有無から永売の存否を判断する訳には行かないのである。

抑わが律令時代の土地売買は園宅地・墾田等を除いては一般に永売が禁止されていたとされており、その論拠は養老田令賃租条と戸婚律過年限賃租田条の規定により一年以上の賃租を禁止している所にある。これに対して唐制では口分田の永売禁止に関する根本規定は唐戸婚律の左の条文とされている。

諸売口分田者、一畝笞十、二十畝加一等、罪止杖一百、地還本主財没不追、即応合売者、不用此律

而してこの律文は前述のわが戸婚律過年限賃租田条の左の条文の母型であった事が内田銀蔵博士により指摘されている。^⑦

凡過年限賃租田者、一段笞十、二段加一等、罪止杖一百、地還本主、財没不追（功田不在此限）

この事は亀田氏も認められ、更にわが戸婚律妄認公私田条の条文も同様に唐戸婚律の当該条文を模倣した事を指摘しておられる。所が氏は「賃租」なる語が唐律令には全く存

在しなかった——類似例はあるが——と云う理由で、わが国には永売禁止規定が存しなかったとされ、「内容からも同一事象を取扱っている如く見られる」と述べておられながら、右兩条文の内容的関連性を追究されなかった。しかしながら前述の如くこれらの条文が日唐兩國の口分田永売禁止の根本規定であったとする通説を認めるならば、表現用語の相違にも拘らずこれらの条文が同一意義を有していた事を認めなければならず、むしろ唐律の「売口分田」が日本律で「過年限賃租田」と改められた理由を問わなければならぬであろう。

中田博士は日唐戸婚律妄認公私田条を比較して、「唐律に『盜質売者』とあるを我律には特に『盜貿易賃租者』と改めあるが故に、兩者は一見別種の規定なるかの如く思はるゝも、これ我律令が原則として公私田の永代売を禁止し、単に一年季売即賃租のみ許容したるの理由に基くものにして、共に公私田を妄認し或は私竊貿易し、或は盜売与したる場合に関する規定なり」と述べておられる。同様の解釈は過年限賃租田条についても可能であろう。事実内田博士は同条について「我が中古の制度に於ては、唐の如く其

の（口分田——筆者註）売買を許す特別の場合を認めざる代りに、一般に一年を限りての売買は之を公許したり。従て我が律には売口分田を罰する条の代りに、年限を過ぎて賃租するを罰する条あり」と述べておられる。かような次第であるから、わが律令に唐制の如き永売禁止条文がなかったからと云って、わが国では永売禁止が問題となっていなかったと云う事は出来ないのである。問題は一年季売（「賃租」のみを許すと云う事が何故永売禁止と同じ効果を有つかと云う点にあり、ここに前章に述べた本稿の主題——賃租と永売の關係——を考える具体的な一つの問題点が見られるのである。

次に(1)について考えてみよう。龜田氏が挙げた養老以前の売買の用語例で先ず問題となるのは和銅六年三月十九日紀の左の文である。

詔……又賣買田、以錢為価、若以他物為価、田并其物共為没官、或有札告者、則給告人、売及買人並科違勅罪、郡司不加檢校、違十事以上、即解其任、九事以下量降考第、國司者式部監察、計違附考、或雖非用錢、而情願通商者聽之

龜田氏はこの売買を賃租と解されたが、その論拠はこの頃

から土地永売現象がみえるにしても、政府がこれを公認したとは考え難いと云う点にある。^⑩確かに氏の指摘されるように、前述の如くわが律令制の基本方針が公私田の永売禁止にあったとする通説を承認するならば、右詔文の売買を永売と解する訳には行かないのである。しかしながら永売禁止とは云っても前述の如く凡ての土地がその対象となっていた訳ではない。一般に園宅地・墾田等は養老田令・天平十五年墾田永世私有令等により除外例とされていた事が認められているが、従来の研究ではこれらの田地の養老以前に於ける取扱いは必ずしも明確にされていない。従って養老以前に於ける永売の有無を明かにするには、墾田・園宅地の初期の史料を精査する必要がある。論述の都合上その詳論を後廻しにして、当面の和銅六年紀の売買田を永売と解する理由を当時の田地売買価値の面から述べて置きたい。

和銅六年詔で田地売買に錢価を用いしめたのは、わが国最初の法定通貨制度の開始に際し、その流通を促進しようとする律令政府の意図に基くものであったろうとされる亀田氏の見解は恐らく正鵠を得たものと思われる。所で当時

の錢価による土地売買例をみると、永売に於て圧倒的に実例が多く、而も初期の例は殆んど錢価で、稻を価とする例は奈良末頃から漸くみえ、以後次第に増加して錢価に代り一般的になって行く。その模様を表示すれば次の通りである。

このように初期の土地永売券文が殆んど例外なく錢価を用いているのは何等かの法的根拠があつたのでなければ理解し難い事である。即ち和銅六年詔がそれではなからうか。これに対して賃租の価値は稻を用いるのが一般で、錢価は賃（先払い）方式の場合に僅かな実例を挙げ得るに過ぎない。現存最古の賃租価値の史料である天平二年大和国正税帳や天平七年讚岐国弘福寺領田図を始めとして稻を価値とする例は枚挙に遑がない。田令公田条古記に「以十分之二地子為価也」とあるのも卑見によれば弘仁・延喜兩主税式獲稻品条の規定の先蹤と考えられる。^⑪とすれば賃租の場合合は令制の最初から原則的には稻を価値とする方針が貫かれていたように思われる。^⑫管見に入った錢価の例を挙げるならば、天平宝字三・六・十大和国城下郡田地売券（古四一三六八頁）・左右京職写田（延喜左右京式職写券）等があり、何れ

第 一 表

年 月 日	国 郡	売 買 物 件	価 直
1 天平12・正・10	山城・宇治	地8反・屋2間	5貫
2 〃 20・8・26	〃 〃	〃 〃	緇10匹・稅布10端
3 〃 20・11・19	伊賀・阿拝	{地2町・墾田7町266歩 屋8間・板倉7間	70貫
4 天平元・11・21 勝宝	〃 〃	墾田7反	8貫
5 〃 3・4・12	〃 〃	〃 4.5反	2.25貫
6 〃 3・7・27	近江・甲可	〃 21町・野地3町	230貫
7 〃 4・正・14	摂津	{倉2間 地3町6反249歩	100貫
8 〃 7・3・9	越前・坂井	野地100町	180貫
9 〃 8・2・6	左京	調邸1町	60貫
10 天平2・11・28 宝字	伊賀・阿拝	開田・畠(地)10町	過佃錢 9貫
11 〃 4・11・7	摂津・西生	庄地3町1反129歩	84.588貫
12 天平5・11・2 宝字	山城・宇治	地1反・倉屋各1間	1.5貫
13 〃 5・11・27	大和・十市	地4反・屋1宇	6貫
14 〃 8・2・9	越前・高串庄	{屋2間・地1町 地9町3反144歩	33貫
15 〃 8・?・?	大和・祝園郷	地2反100歩	5貫
16 天平2・10・21 神護	越前・尼羽	墾田10町2反8歩	2520.9束
17 〃 3・2・22	〃 〃	墾田1反126歩	11束
18 〃 〃 〃 〃	〃 〃	〃 8反82歩	244.8束
19 〃 〃 〃 〃	〃 〃	〃 4反294歩	97束
20 〃 〃 〃 〃	〃 〃	〃 3反	72束
21 〃 〃 〃 24	〃 〃	〃 2町1反16歩	465.5束
22 〃 〃 〃 26	〃 〃	〃 1町53歩	243束
23 〃 〃 3・2	〃 〃	〃 4反38歩	85束
24 神護3・9・11 景雲 (〃 2・2・12)	摂津・東生	地3町2反47歩	700貫 (新錢70貫)
25 宝亀5・11・23	備前・津高	畠3反	80束
26 〃 7・3・9	左京	小坊	40貫
27 〃 7・12・11	備前・津高	散波畠3反32歩	44束
28 延暦7・11・14	長岡京	家地(10丈×15丈)	5.6貫
29 〃 7・12・23	大和・添上	地4反100歩 屋・倉計7間	10貫
30 〃 10・正・21	山城・宇治	家地4反	80束
31 〃 15・9・23	近江・大國郷	墾田2反128歩	70束
32 〃 15・11・2	〃 八木郷	〃 2反	60束
33 〃 19・6・21	山城・紀伊	地6反・家1区	16.6貫
34 〃 20・12・16	因幡・高庭庄	地55町1反39歩	4000束
35 〃 21・正・10	近江・大國郷	墾田2反100歩	50束
36 〃 22・12・17	因幡	田・地12町8反180歩	1000束

も賃価である。安都雄足用銭注文(古十六一五七頁)の少領職田直六貫七百文は別稿^⑩で租価と解したが賃価である。これは葛・酒米等の代価と共に信濃人から進上されたものであるから貢進の便宜上銭に代えられたもので、賃租価直自体が銭であったとは必ずしも云い得ないのではないかと考えるのである。

以上の理由により私見では和銅六年詔の売買田は永売と考えるのであるが、前述の如くなお養老以前の永売について考察を進める必要があるので、以下章を改めて墾田について考察を進めたい。

- ⑥ 仁井田博士「古代支那・日本の土地私有制」一〇四(『国家学会雜誌』43—112・44—112・七・八号)は、八号の一〇二頁に於て大宝田令公田条にも賃租の語が存したとして復原され、七号の一〇八頁に於てその理由を述べておられる。本論文はその後『中国法制史研究—土地法・取引法』三九—一五一頁に再収されたが、一三三頁公田条復原の項の補注(2)で亀田氏等の論考を指摘し、旧説を改めて大宝田令公田条では賃租ではなく販売の語が用いられていたとすべきであろうと述べておられる。

- ⑦ この見解を最も早く提示されたのは内田銀蔵博士で、『日本経済史の研究』上一五六頁(『我国中古の班田收授法』)にみえ、中田博士も「唐令と日本令との比較研究」(『法制史論集』一—六七六頁)に同じ

見解を述べておられる。

- ⑧ 中田博士「日本古法に於ける追奪担保の沿革」(『法制史論集』三一—八四頁以下)参照。

- ⑨ 内田博士前掲書。

- ⑩ 竹内理三博士は『奈良朝時代に於ける寺院経済の研究』一六三頁に和銅六年三年詔は田の売買を公認したものと見解を述べられた。亀田氏はこの点について若し永売の意味で述べられたものとすれば承服し難いとしておられる。しかし博士は『日本上代寺院経済史の研究』三四九頁では永代売買であるかは断定出来ないとしておられる。更に『新日本史大系』二(古代社会)七五頁でも、井上光貞・関晃阿氏によつて、田地売買の公認と解されているが、その意味——賃租か永売か——は明らかにされていない。

- ⑪ 竹内博士「日本上代寺院経済史の研究」三五—一三五四頁にも同様の見解が見られる。

- ⑫ 拙稿「地子と価直」上(『日本歴史』一九五号七二頁以下)参照。

- ⑬ 天平勝宝元年十一月廿一日付伊賀国阿拝郡柘殖郷田地売券(古三—三三四頁)は神田七反の永売価格を八貫文としながら、勝宝三年以降の賃租料を四石(反当り十一束余)と別筆記入している。この当時永売は賃価・賃租は稲で支払う慣例であった事を示す一例ではなからうか。

- ⑭ 註⑫六八頁参照。

三 墾 田

平安中期頃までの土地売券をみると、その売買物件は家地・墾田・畠・野・山林等に限られ、就中最初の三者が大

半を占めている。その理由は勿論律令制の所謂公地主義の原則に基いて口分田以下の殆んど田地が班田收授法の適用を受け、自由な処分を許されなかつた事によるのであるが、問題は何故前掲の地目に限り売買が許されたか、又どのような経緯を経て許されるようになったかと云う事である。この点の見方如何によつて養老以前の土地永売に関する考え方が變つて来るのではないかと思うのである。

そこで前述の永売の対象地を代表する意味で墾田について考えてみよう。従来一般に律令時代の墾田を問題とする場合、三世一身法・永世私有令が最も重視され、それ以前の墾田にはさほど史的意義を認めないのが常である。それは思うにこれらの法令、就中永世私有令を以て莊園制とその基盤である土地私有制の直接的起点とみようとするとする関心の方向が然らしめたもので、内田銀藏博士が提唱されて以来今日まで学界の通説として支持されている。但しこれら法令が施行された直接の理由については、内田博士は三世一身法を令した養老七年四月官奏に「頃者百姓漸多、田池窄狭」とある所から、人口の自然的増加と相対的田地の不足と解されたが、この官奏施行の眞の理由が果してそうで

あつたか否かについて早く中田博士が疑義を呈しておられる。^⑮その後滝川博士は班田法の施行に伴う口分田の不足と云う見解を出され、^⑯北山茂夫氏は班田制に律令体制の行詰りの打開策と解される等新しい観点が加えられたが、本能的には前述の土地私有制の起点と云う評価に基いているように思われる。^⑰

所が沢田吾一氏の見解は以上と異なり、墾田の基本的性格に関する極めて重要な視角を提示しておられるように思われる。^⑱即ち氏は「抑々古代の民人は今日の如く天然を制服する力なく、従て水田稼穡の如きも多くは河川池沢の自然的灌漑に依恃するに過ぎず、されば一朝洪雨ありて河川氾濫せば忽ち桑海の変あらん。是に於て荒廢の欠損を補はんが為には常に新田を墾かざる可らず、此等の一進一退は連年絶ゆることなく継続したるべし。墾田に関して養老七年四月三世一身の法を定め、天平十五年五月、永年私財の制に改め、天平神護元年三月には私財と為すを禁ず。斯の如く累次の改換ありたるは田積の減少を防止し若くは之を増大せんとする努力に外ならず」とされ、当時の史料に基き、一般にこの頃田積の変動は全体的には殆んど無かつた事を

計数的に論証されたのである。

氏の見解を敷衍すれば、先ず大化前代にかかる数多くの田地開發傳承を指摘しうる。

- (1) 姓氏録左京皇別、治田連の条
開化天皇皇子彦坐命の四世の孫彦子命が北夷征討の功により近江国浅井郡の地を給い墾田地とした。
- (2) 播磨風土記飾磨郡漢部里の条
応神天皇巡行の折、鞭で指して宅・墾田を造る事を命ぜられた所から、その野を佐志野と称した。
- (3) 仁徳紀十四年条
大溝を掘て石河の水を引き、上下鈴鹿・上下豊浦の郊原を開墾し四万余頃の田を得た。
- (4) 播磨風土記揖保郡佐岡の条
仁徳朝に筑紫の田部を召してこの地を墾せしめた。
- (5) 顕宗即位前記
清寧天皇二年十一月に播磨の縮見屯倉首の新築の祝宴で顕宗天皇が室寿した詞の中に「出雲者新墾、新墾之十握稻之穂」とある。
- (6) 常陸風土記行方郡の条
継体朝に箭括氏麻多智が郡の西谷の葦原を点して新治田を墾開

した。

(7) 姓氏録左京神別上、小治田宿禰の条

欽明朝に小田を墾開し鮎田を治めたので小治田大連の姓を給った。

その他傳承所係年次の明確でないものとして

- (8) 播磨風土記揖保郡大法山の条
- (9) 同 右 上莒岡の条
- (10) 同 飾磨郡巨智里の条
- (11) 常陸風土記久慈郡小田里の条
- (12) 豊後風土記速見郡田野の条

等を挙げる事が出来る。このような次第であるから墾田に因む地名・人名も古く且つ広範囲に伝えられている。例えば常陸国新治郡の名は崇神朝の治井から起ったと伝え（常陸風土記）、景行四・十・癸丑紀、国造本紀（成務朝）等所係年次の古い傳承を残している。又大和国高市郡小墾田の地名も、安閑元・十・甲子紀（小墾田屯倉）、欽明十三・十紀（小墾田家）等が最も古く、後には推古帝の宮居の地として余りにも著名である。

更に時代は下るが、新田・新治を郡・郷名とする例を和名抄等から拾ってみると、

（新治）常陸・河内・信濃^②

（新田）武蔵・安房・上総・上野・下野・陸奥・但馬・播磨・

備前

等があり、開墾説話に因む地名の分布の広範な事が推測されるのである。

人名についても同様に所係年次の古い伝承を指摘しうるが繁瑣になるので省略したい。要するに以上の事例からみても墾田が大化前代から如何に広範に行われていたかが容易に推察しうるであろう。而してかくも夥しい開墾伝承が存在した理由は、沢田氏が指摘されたように、農耕技術の未熟さの故に耕作地の荒廢が起り易く、人口の増加がない場合でも、一定量の必要食料の生産を維持するために絶えず耕地の新墾・再開墾（復旧）を必要とした古代の農耕事情にあつたと思われる。

このような農耕事情は改新以後も何等異なる所はなかつたのであつて、改新直後の大化二年八月詔に早々と諸国の築堤・池溝並に新田開発が令せられ、大宝田令の為水侵食条・荒廢条にも墾田に関する規定が設けられている^③。律令制下の耕地に荒廢田の多かつた事は遠江国浜名郡輸租帳に

全管田の二割に上る荒廢田が書上げられている事によつて

著名であり、正史に記された水害・地震等による耕地壊滅の記載だけでも夥しい数に上る。のみならず有名な登呂の遺跡の如き實際の被災例さえも今日残されている。平安中期以降になると不堪佃田奏は年中行事化して行われるようにさえなる。令には不堪佃田の規定はなく、毎年の熟不の査定基準を定めた損分法（賦役令水旱条）とこれに基き田租の免除率を定めた不三得七法（養老八年格）及び調庸の免除法を定めた慶雲三年九月廿日格があるに過ぎない^④。これ等の規定はその後改正がなされているが、要するに収獲の熟不に関する措置で、田地自体の損否に関する措置ではない。故に不堪佃田と區別して不熟田の事を損田と称している。

而して不堪佃田が令制の当初から多かつた事は前述した所からも明かであろう。然るに不堪佃田が問題とされるようになったのは九世紀以降の事で、仁寿四年十月一日格に國司の不実言上を戒めてその奏上日限を定めたものが最も早い史料である。損田の不実言上が早く靈龜三年五月十一日勅で注目されていた事と思ひ合せるならば、不堪佃田の問題化の時期の遅かつた事は明かである。然らばその理由は

奈辺にあったか。ここで注意される事は天長元年八月廿日格で常荒田が終身間の耕食を許された事である。

抑律令田制の建前として荒廢田は一旦口分田等として律令政府により班給された既墾地（熟田）であつたが故に、荒廢後も一般未墾地と峻別して取扱われた。田令荒廢条では荒廢田の再開墾は荒廢後三年以上を経たものについて借佃を許可し、而も借佃期間は私田は三年、公田は六年とし、限満の日班受田者（主）及び官に返換する事としているが、これは一旦班田法の適用を受けた熟田は飽く迄も——仮令荒廢した場合でも——班田法の線で取扱おうとの方針を示すものであろう。但し借佃者に対してその再開墾の功を考慮して前述の借佃期間内その占有権を保証し、公私田の別なく田租の負担のみを課したのである。^②

所が前述の天長元年官符では常荒田の場合借佃期間を借佃者の終身間とした。これは三世一身法の旧溝池を遂う墾田の占有期間と同じであり、荒廢田墾田化——荒廢田と空閑地（未墾地）の区別が消滅しつつある傾向を示すものである。右の官符では常荒田と不堪佃田を区別しているが、これは田令の荒廢田の規定が未だ適用し得る段階の田、不

堪佃田と永年荒廢により事実上未墾地に近い状態になつた田、常荒田との差異を示したのであろう。貞観十二年十二月廿五日格は文意の解し難い格文であるが、承和八年五月五日に三河国に下した官符の全国施行を令したもので、内容は右の不堪佃田について借佃期間満期以前に借佃者死亡の場合その遺族に改めて六年（公田）の借佃占有を許可する事を命じたものであろう。^③つまり荒廢田の規定は天長以後も一応有効であつたが、常荒田の終身間占有が許された事により、荒廢田の墾田化が一步進められたのであり、この事は口分田以下の律令政府の把握していた熟田が荒廢の段階を経てその把握を脱して私有田と化し、班田制の崩壊を来す結果となる事を物語る。此所に於て九世紀以降不堪佃田が毎年の官奏の対象として注目を浴びる事となつたのである。前述仁寿四年格以後も文徳実録天安元年七月九日・同九月十七日等に不堪佃田を不実言上した国司が断罪された事が記されているが、この不実言上こそ右の荒廢田の墾田化の最大の原因だったのではなからうか。かくして不堪佃田数の増大を防止するために延喜十八年六月廿日官符（政事要略）に於て租帳の勘査基準に従前の損田の不三得

七法の外に不堪佃田十分の一免除の規定が追加され、主税式勘租帳条に定着した。この後朝廷行事が年中行事化された段階になっても不堪佃田奏が官奏の重要な一項目として後々迄絶える事なく続いた事を見ても、如何に古代には田地の荒廢が起り易く、これを補う為の新墾・再墾が常に必須であつたかが推察されるであろう。九世紀以後班田制の弛滞により不堪佃田の問題が脚光を浴びたが、そのような時代的特殊性の基底には以上の如き古代の墾田の基本的事情がひそんでいた事を看過してはならないと思つのである。

以上は云わば農業技術史的視角での墾田の評価であるが、古代の墾田についてはもう一つ別の側面からする考察が必要である。律令制成立以後になると、墾田と云う語は単に新開墾田と云う意味だけではなく、班給された口分田に対し、未だ班田收授法の適用を受けぬ農民の私有田と云う意味を帯びて来た事に注意しなければならぬ。二三の例を挙げるならば、先づ統紀天平二年三月七日条に、

大宰府言、大隅・薩摩両国百姓、建国以来未曾班田、其所有田悉是墾田、相承為佃、不願改動、若徒班授、恐多喧訴、於是隨田不動、各令自佃焉

とある。大隅は和銅六年四月三日（統紀）に日向の四郡を割いて新置され、薩摩は大宝二・十・三統紀に「唱東国司等今薩摩」和銅二一・六・廿八統紀以降は薩摩と見えるから、両国の墾田の歴史は和銅頃迄は溯りうる訳である。所で文中の墾田を前述の如く新開墾田と解する事はこの場合明らかに不適當である。何故なら和銅二年以降約二十年を経た天平二年の時点でなお既墾地が皆無と云う事も考え難い、また右の如く両国の建国時期を和銅頃とすれば、それ以前両国では水田耕作が行われていなかったと云う事も考え難いからである。この奏言の言わんとする所は、両国では建国以来班田施行の前例がなかったので、今新たにこれを施行すると喧訴を惹起するから施行しない事としたと云う事であつて、このような班田法の適用を受けず代々耕作している（相承為佃）百姓所有田の事を墾田と称しているのである。^⑤

同様の用語例は大化元年八月詔にも見出す事が出来る。

其於倭国六国被遣使者、宣造戸籍并拔田畝謂、段段墾田、頃畝及民戸口年紀

前述の大宰府奏言の場合と同じく、この墾田を新開墾田と解する事は不都合である。班田法施行最初の校田に際し、

新開墾田のみを対象としたと云う事は解し難いからである。この墾田は班田法の施行を受けていない全田地を指して云ったもので、そのような語義からしてもこの注記が後代のものである事は明かであろう。

このような墾田の用語例は例挙に違がないが、問題は何故そのような語義が生じたかと云う事である。この点を明らかにするには律令政府の田地開墾に対する基本的態度を考察する必要がある。

抑々律令制の土地制度が既墾・未墾を問わず凡ての土地に対する貴族・豪族の私的領有關係を断ち、国家の権力下に集中しようとする大化改新の基本方針に沿ったものである事は改めて云うまでもないであろう。口分田の収授はその最も典型的な施策であり、その他の田・地に於いてもそれぞれの特殊性に応じて取扱いの相異はあるが、原則的には右の基本線でご貫かれていると云いうる。

しかしながら同一方針で臨むとは云っても、土地の開否と云う事は自らその取扱いの上で大きな差異を生ぜしめずには置かないであろう。既墾地(熟田)は耕地と耕作民が比較的安定していて、政府がこれを把握する事も容易で

あったろうし、その生産能率も他の耕作地(陸田・園地)に比して格段に高かったであろうから、政府がその把握に最も力を注いだのも蓋し当然である。それ故政府は班給した熟田の位置・田積・受田者名等を田図・田籍等に登録して基礎台帳を整備し、校田・授口帳を作成して収授を厳にし、逃亡戸・口の口分田は親族等に代耕させる等一旦登録した熟田の隠没防止に務めると共に、国郡司を督して河川池溝の堤防修築を努めしめ、既墾地の荒廃防止に努力した。考課令国郡司条・戸婚律部内田疇荒蕪条には熟田を荒廃せしめた際の国郡司の降考・処罰規定がある。又延喜民部式校田・班田両条に校田要領を

- (1) 校田は見管に堪え得る田を以てする事
- (2) 校田は前後の帳を比較し、田教減損の生じた時は受理しない事

としている。この見管に堪える田とは熟田の事であろう。田令荒蕪条では荒蕪田と空闲地の取扱いを岐別しているが、これも元来荒蕪田が嘗て登録された既墾地だったからであろう。既墾地が常荒・川成・不用となると別簿で上申せしめられている(民部式校田条)。以上の点からして既墾地特に熟田

の確保と云う事が、貴豪族の土地私領化の防止と共に律令田制の眼目をなしていたと考えるのである。

これに比較すると未墾地・荒廢地に対する律令政府の態度は甚だ消極的だと云わざるを得ない。それは墾田の基本法たる田令荒廢条の規定や和銅四年十二月六日詔（統紀）が、荒廢田の借佃や空閑地の開墾について出願者があれば許可すると規定するだけで、それ以上に何等積極的な開墾推進策を打出していない事から云いうるであろう。この点屢公墾田の例として挙げられる養老六年の百万町歩開墾令や勅旨田は、人夫の差発・粮食調度の官給と云う点で国家的な開墾推進策と云い得るが、前者は一般に机上プランに終つたと解されており、後者は開墾料稲の支給の記事も確かにあるが、他面極初期の史料たる大同元年七月七日紀に既に王臣家が勅旨に名を借りて私墾田を営むのを戒めている所を見ると、單純に総て国家的な開墾策であつたと云い切り難い点があるように思われる。^⑩ 有名な延喜二年の莊園整理令が勅旨田を王臣の開墾田と共に農民の産業を奪うものとして停止せしめているのも、本来勅旨田に貴豪族層の私墾田的要素が多分にあつた故ではなからうか。

しかしこうは云つても、当時律令政府が新田開発に全く無関心だつたと云う訳ではない。右の養老六年の開墾令が空閑地の開墾者に対する叙勳規定を設けている事や、考課令国郡司条に開墾による耕地増加に対し国郡司の考を進める規定を設けている事、又天平十五年の墾田永世私有令がその施行理由を、墾田の占有期限を三世一身の間に限定しては農民の開墾意慾を殺ぐからと述べている事等、何れも墾田を重視していた事を示すものである。

前述の如く古代には既墾地による耕殖と共に、生産活動の一環として絶えず耕作地の開発を必要としたから、当然政府も墾田対策を忽せにする訳には行かなかつた筈であるが、何と云つても熟田が生産の基盤であるから、既墾地に施策の重点が置かれるのも亦止むを得ない所であろう。この事が前述の如き未墾地対策の消極性の根本原因であつたのであり、新田開発が原則的には農民の生産活動の不可欠な要素として行われる自発的私的開墾に依存していた所に、既墾田に対する程徹底した施策を施し得なかつた理由が存したのではなからうか。

私は先に令制下の墾田の語義には、本来の新開墾田の意

味の他に、班田収授法の適用を受けない私有田と云う意味が加わった事を指摘して置いたが、その原因の一は右の如く律令田制が元来新田開発については私的開墾に依存していた所にあつたのではないかと思ふのである。前述の如く通説的には墾田私有地化の起源は三世一身法・墾田永世私有令等にあつたとされているが、この見解では何故既墾地にはなく未墾地に土地私有の萌芽が生じたかと云う疑問に応え得ないであろう。墾田に於て土地の私有化が始まつたと云う事は決して自明の事として済まされない問題ではないかと思ふのである。

このように考えた場合、墾田私有地化の傾向は実は律令制の当初から存していたと云わなければならないであろう。抑前述の如く大化改新が貴豪族の土地・人民に対する私有關係を断切る事を以て基本方針としたと云う場合、既に大化前代に於ける土地私有の存在を前提としなければならぬ筈である。而も人性の本質に根ざす土地私有は制度の改革等で容易に廃絶し得る筈のものではないから、大化以降も政府は繰返し禁令を発して貴豪族層の土地私有を抑制しなければならなかつた。既墾地に対しては前述の如く班田

収授法その他の施策を以て周到に規制し得たのであるが、未墾地については農民の私的開墾に依存していたがためにこの抑制が困難だったのでないかと思ふのである。屢指摘されるように新田開墾特に新池溝の開墾による開墾は資力・勞力等の点で貴豪族の力に依存しなければ困難であつたし、更に当時の農業生産力の不安定性の故に、農民が再生産に必要な物資の不足の補填を絶えず貴豪族層の許に蓄積された余剰物資から受けねばならず、その故に貴豪族層に対する農民の依付關係は断切り難いものがあつた。従つて貴豪族層の未墾地占有と農民の墾田活動を分離する事は極めて困難な問題だつたと思われる。この事は例えば和銅四年十二月六日詔(統紀)に、

詔曰、親王已下、及豪強之家、多占山野、妨百姓業、自今以來
嚴加禁断、但有庇墾開墾閑地者、宜經国司然後聽官処分

とある如く、貴豪族層に対する未墾地占有に対する禁令が、単に禁制だけではなく、常に具体的な墾田施策を伴つて発せられている事からも伺い得るし、延喜二年の莊園整理令には、天平神護元年格以来の墾田施策を述べた末に、「…案件等格、請開閑地、耕食荒田、只為百姓独立其文、至于高

貴敵制重疊：」と記している^④。律令政府にとつては、農民の開墾活動は律令田制の円滑な運営上不可欠であったが、その結果生ずる貴豪族層の墾田占有を如何に抑制するかが苦心を要する所であり、この事が再三再四墾田施策の改正が行われた理由と考えるのである。公地主義を標榜する律令田制は、既墾地についてはほぼ貴豪族の私領化を抑制し得たが、墾田の私領化だけは抑止し得なかつたのであり、この事が墾田Ⅱ私有地との観念を生ぜしめた第二の原因だつたと考えるのである。飛躍した言い方ではあるが、凡ての土地について元来（大化前代から）私有権が存在していたのであり、律令田制と云う枠を嵌められる事により墾田の私有地性が際立たされたと云うように表現する事も出来るであらう。

以上墾田の起源並に土地私有の発生が大化前代に溯るとする卑見の概要を述べ尽した。更に園宅地・畠・山林・原野等についても論及すべきであらうが、紙幅の関係もあるので以上の考察に留めたい。ただここでは此等の地目についても墾田に関する以上の視角を敷衍する事により律令時代に於けるそれ等の地目の所有権の性格を説明し得るので

はないかと予想している事だけを附言して置きたい。

なお本章では律令時代の所有権概念自体の意義を明確にする事なしに、ほぼ従来通説的に認められて来た用語法に従つた。それは先ず従来用語上の問題点を明かにして置こうとの意図によるものである。従つて総括的な論議は後章に譲り、最後に以上の観点に立つて土地私有権の具体的な表われとしての田地永売の初期の史料を更に立入つて検討して置きたい。先ず前述した和銅六年三月詔の売買田は墾田の永売と解し得るであらう。更に管見の史料を列挙すれば次の通りである。

(1) 田令官人百姓条

凡官人百姓、並不得將田宅園地、捨施及売易与寺

集解古記に「捨施」「不得売易与寺」と大宝令逸文を伝えるから、大宝令に本条の存した事は明らかである。但し虎尾俊哉氏は大宝令文には「田」字が無かつたとされる^⑤。論

拠は中田博士が戸令応分条の大宝令文復原に際し、養老令文の「田宅」が大宝令では「宅」のみであつたと推定さ

れた事から類推されたものである^⑥。これに関連して天平十八年三月十六日続紀に太政官処分として「凡寺家買地律令

所禁：」とあるものが注意される。この年時から右の律令が大宝律令を指す事は誤りないであろうが、ここに地とのみあるのは虎尾氏の推定を裏付けるとも解し得よう。当時の用語法上田と地を区別する例が多いので、地とあれば園宅地のみを指すとも考えられるからである。

しかし仮に虎尾氏の推定に従った場合でも養老以前の買得寺田の存在は否定し難いように思われる。何故なら養老令文に田字のある事は大宝令文の改正を意味する事となるであろうが、そのような改正は養老令の編纂当時実際に買得寺田が存在したのでなければ立法者によって考慮される筈がなかったからである。私見では注④所述の如く戸令応分条にも田字があったと考えるので、中田博士の大宝令応分条の復原案から類推された虎尾氏説よりも仁井田博士の復原^④に従い大宝田令官人百姓条にも田字があったと考えたい。なお本条の売易が永売なる事は集解古記に「…謂頓売易也、限一年売買非也」と釈している所から明らかであろう。

(2) 天平廿年二月十一日弘福寺三綱牒(古三一四一頁)

天智天皇の皇女水主内親王(天平九年薨)が天平六年四月三日に買納めた大和国広瀬郡内の壘田畠三十六町余等の条

里・四至を僧綱所に牒上したもので、買得による施入田の最古の実例である。寺院への田の施入は推古十四年紀の鞍作止利の例等起原の古い事が知られているが、その内には右の如く買得によるものがあつたであろう事を注意して置きたい。官人百姓条の田も右と同じであろう。

(3) 天平元年十一月七日官奏(統紀)

又諸国司等前任之日、開墾水田者、從養老七年以來、不論本加功人、軋買得家、皆感還取、便給土人、若有其身未得還替者、依常聽佃、自余開墾者一依養老七年格(後略)

この官奏は養老七年の次の班年(天平元年)に、替解国司の開墾田の処置方法を指示したものである。これについては既に田令荒廃条に「其官人、於所部界内、有空閑地願佃者、任聽營種、替解之日還公」との規定があり、集解古記により「任聽營種」「替解日還官收授」との大宝令逸文が知られるのであるが、ここで注意すべきは令文では替解の日に直ちに還公と規定している事である。而して天平元年官奏が養老七年以降の国司墾田について語っている事から推測すると、養老七年の班田迄は令文の規定に従い収公していたが、以後は即日還公を實行していなかった事が知られ、

天平元年の班田に際しその一括収公を命じたものであろう。統紀の養老七年格（三世一身法）は国司墾田には何等言及せず、田令集解荒廃条古記に載せる本格文は古記の注者の説明文で格文そのものではない。従ってその末尾に「国司不合」とあるも、養老七年格は国司墾田には適用されないとの説明文に過ぎない。しかし天平十五年の永世私有令の中に「其国司在任之日墾田一依前格」とある前格は天平元年官奏を指すのであろう。とすれば天平元年以後国司墾田は令の即日還公を正式に改めて、口分田同様班年に収公する事になったのではなからうか。

さて右官奏に「転買得家」とある点に注意したい。これは「本加功人」と対置されている点からも知られるように、国司墾田に実際の開墾田と買得墾田の二種類あった事を示すものである。この転買が賃租を意味するものでない事はこの官奏が国司墾田の還公について述べているものである点から云い得るであらう。口分田の場合も収公は図籍等に登録された受田口を対象とし、賃租者を対象とはしない。

(4) 靈龜三年十月三日格（田令集解賃租条古記所収）

「経職売買、即立券文、国亦放此耳」とあるのは前述荒

廃条所収の養老七年格の場合と同様古記注者の格原文に基づく説明文であらう。他に史料がないので原文は不明であるが、右によって京職或は撰津職に宛てられた格で、内容は土地売買の場合券文を作成すべきを命じたものである事が推測される。「国亦放此耳」とは古記の注文であらう。

所でこの売買が永売・賃租の何れを指すかが問題である。賃租条の文は田の賃租は一年に限るべき事、園は任意に賃租及び永売せしめる事を述べた末に、「皆須経所部官司申牒、然後聽」と記している。条文の構成上この皆は田・園双方に係ると解すべきであらう。而して靈龜三年格が官司申牒の注釈とすれば、永売・賃租共に券文作成すべきを令したと解さねばならない。寛平八年四月二日官符には明らかに賃租も立券すべき事を命じている。然るに現存の土地売券をみると殆んど永売券文で、賃租の券文は単独のものでは天平宝字三年六月十日付大和国城下郡田地売買券（古四一三六八頁）のみで、他に永売券文に加筆したものとして天平勝宝元年十一月廿一日伊賀国阿拝郡柘植郷墾田売買券（古三十三三四頁）を挙げ得るに過ぎない。これは永売券文の尨大な現存数と比較すると著しい対象を示すと云わなければ

ばならない。後述の如く私は賃租と永売には密接な関連があったと考えているが、右の事実からして賃租は一般に大化前代からの旧慣に基き券文を作成する事なく、当事者双方の諾成契約のみで行われていたのではないかと推測するのである。然らば靈龜三年格は如何なる目的で施行されたのであろうか。この問題は売買の起源を考える上で極めて重要な問題であるが、本章では土地私有権の一表現としての土地永売の始期が何時頃溯り得るかを考察しているので、ひと先ず右の考察に留め、改めて次章以下でこの問題の考察を試みる事としたい。

(未完)

⑮ 山の売買の初見例は天平廿年二月十一日付弘福寺三綱牒(古三一四一〜四八頁)に、天武天皇々女水主内親王が天平六年水陸田・庄家と共に寺家に買納めたと記すものである。

⑯ 内田博士『日本経済史の研究』上の三二・一五一・一六九頁等参照。

⑰ 前注の一五一頁。

⑱ 中田博士『庄園の研究』三四頁。

⑲ 滝川政次郎博士『律令時代の農民生活』九〇頁。

⑳ 北山茂夫氏『奈良朝の政治と民衆』七〇・一〇七頁。

㉑ 三世一身法・墾田永世私有令の施行以後土地私有が生じたと解すると、大化前代に既に豪族による土地・人民の私有が存在したとする通

説との齟齬を生ずる。それ故従来の学説でも土地私有は既に大化前代に発生しており、律令制度の施行により一時これが抑制されていたが、遂に抑え難くなって永世私有令により公認・再開されるに至ったと説明されている。例えば中田博士『庄園の研究』三三頁・波部義通氏『古代社会の構造』二〇五〜二八頁・新日本史大系(一)『古代社会』七五頁、井上光貞・関尾両氏の見解)等。このように土地私有制の展開と云う点から考えれば、庄園制とその基盤たる土地私有の起源は大化前代に溯ると云わなければならないであらう。内田博士も大化前代の田荘は中古の庄園の前駆と見做すべきものとも述べておられる(『日本経済史の研究』上二二・二三頁)。それにも拘らず世襲を公認された墾田の集中が庄園の起源であるとされる場合(内田博士前掲書二二三頁)その法的起源は墾田永世私有令以外に求める事は出来ないのである。尤も中田博士は庄園制度の起源が墾田にあったか、それとも其以前既に成立していた寺院所有地や権門勢家の賜田・功田等に萌芽したかは遽かに断定し難いと述べておられるが、それでも猶庄園制の成立が墾田の流布に負う所至大であった事はこれを認めておられる(『庄園の研究』三九頁)。かくの如く三世一身法・永世私有令等が、庄園制の成立上極めて重要な意義を有する法令であった事は諸家のほぼ等しく認められる所ではあるが、その事は直ちに土地私有の起源を意味するものでない事は前述した所からも明かである。然るに内田博士が永世私有令の施行以前は土地私有の思想未だ発達し居らざること明かなりとされ、更にこの事は上古以来耕地共有制が一般だったことに起因するとされる時(前掲書一六九頁)、永世私有令を以て土地私有の起源とする理解がそこにはびそんでいるように思われる。この問題は猶後章に譲り、ここでは以上の如き永世私有令の理解の仕方の問題点を指摘するに留めたい。

更に最近の三世一身法・永世私有令に関する研究で是非とも言及して置かねばならないのは時野谷滋氏「田令と墾田法」(『歴史教育』四一・五・六号)である。一連の墾田関係法令をその法的系譜関係を明らかにする事によって律令制墾田政策の実態を究明しようとしたもので、氏自身も断わっておられるように内容的には法解釈に終始されたとは云え、三世一身法等を前述の如き莊園制の成立過程と云う観点からではなく、墾田制度それ自体の視点で見直そうとされた点で、旧来の研究の欠点を補う重要な業績である。氏の見解に対してはその後虎尾俊哉氏「律令時代の墾田法に関する二・三の問題」(『弘前大学人文社会』15「史学篇」)・羽田稔氏「三世一身法について」(『ヒストリア』30)・福岡猛志氏「空閑地の管轄権をめぐる諸問題」(『歴史学研究』二八五号)等の批判が出されたが、当面の三世一身法について云えば、時野谷氏が「依旧講墾者給其一身」の規定は荒廃田の再開墾の場合を指すものとされたのに対し、羽田氏は三世一身法は空閑地の新規開墾の場合にのみ適用されたとし、田令荒廃条の規定は三世一身法の施行後も有効だった事を指摘された。卑見でも後述の如く荒廃田の規定は律令田制の既墾地確保の一環と云う点に意義があったと考えるので、羽田氏説に賛意を表する。更に時野谷氏は田令荒廃条に百姓墾田の規定がないのに——同条の空閑地規定は官人(国司)のみを対象とする——、同条古記に「百姓墾者待正身亡即收授」とあるのは、通説の如く三世一身法の一身の規定を援用したものと解すべきでなく、大宝令文を拡張解釈した別式に拠ったものとされた。虎尾氏は別式ではなく慣習不文の法とされるが、三世一身法援用説否認の点では時野谷氏に賛している。卑見も亦同様で、本論所説の如く墾田の起源の古さとその古代農耕上に占める重要性等の点から、三世一身法以前律令政府が農民の開墾活動に全く無関心だったとは考え難いと思う。寧ろ

一般の百姓墾田に関する限り三世一身法・永世私有令の前も後も実質的には律令政府の方針には変化がなかったのではないかと思うのである。かく云えば永世私有令を無視した暴論と云われるかも知れない。しかし先述の如く大化前代に既に土地私有が進展していたとする観点からすれば必ずしも無理な解釈ではないのではなからうか。律令田制は決して土地私有を否定又は根絶したのではなく、大土地所有の抑制が真の目的であり、三世一身法・永世私有令はこの目的に沿った一施策であった。北山氏の如くこれを律令体制の崩壊現象とみる評価もあるが、和銅・天平の間には後々も律令制度の基礎となった諸施策が多く立てられた時期であるから、羽田氏の如く律令政治の補強策として、或は制度の整備の進展として積極的肯定的に評価する必要があると思う。このような観点から百姓墾田をみれば、元来は律令田制の熟田本位主義(熟田の確保を主眼とする)の立場から農民の任意開墾に任されていたが、百姓墾田自体が大土地所有進展の要因を内蔵していたがために、熟田(口分田)の収公規程を準用するに至った(虎尾氏説)。しかしそれでは農民の任意開墾意を阻害する結果を将来するで改めて永世私有令を施行し、大土地所有の抑制のためには墾田限数を定めた。墾田について永世私有令が施行されたのは、元来任意開墾から必然する私有地性が墾田に濃厚に存したからである。大宝令文に百姓墾田に関する別式があったか否かは不明と云う外はないが、三世一身法以前にも消極的ながら墾田に関する方針は明らかに存し、その消極性——農民の任意開墾に任せる——は一身法以後も変らなかつた。以上のように考えるものである。以上の詳細については猶本論を参照されたい。

猶時野谷氏は三世一身法を開墾者の権利保護の規定と解されたが、前述の如く所有年限(三世一身法)及び所有田積(永世私有令)の限

定、従つて大土地所有の抑制と云う意味を有したと解すべきであろう。又時野谷氏も羽田氏も三世一身法が口分田増加対策であったとする通説に否定的であるが、卑見でも「頃者百姓漸多、田池窄狭」の奏文は開墾の重要性を力説した修辭以上の意味を有たなかったのではないかと思うのである。

② 沢田吾一氏『奈良朝時代民政経済の数的研究』二四〇頁。

③ 田地開墾と密接な関連のある池溝開発伝承をも併せて考慮すべきであるが、古島敏雄氏『日本農業技術史』（上七四～八六頁）、亀田氏

「古代用水制度の一考察」、『東洋大学紀要』14集、「古代説話における水の問題」、『関西学院史学』六号）等に詳論されているので省略したい。

④ 延喜左右馬寮式御牧条信濃園の項参照。

⑤ 延喜兵部省式駅伝条下野駅馬の項参照。

⑥ 神護景雲三年三月十三日記・延暦十八年三月七日紀等にも新田郡名が見える。

⑦ 兩条の大宝令文は仁井田博士「中国・日本古代の土地私有制」、『中国法制史研究』——土地法・取引法——（三三頁）に復原案が示されている。但し荒廃条に荒地の規定があったとされる点については、時野谷滋氏（前掲書）及び虎尾俊哉氏（前掲書）・『班田收授法の研究』所収の「田令対照表」等は疑問視され、弥永貞三氏「律令制の土地所有」、『岩波日本歴史』——古代——（四一頁）福岡猛志氏（前掲書）は部分的に肯定的である。

⑧ 拙稿「不三得七法について」、『書陵部紀要』十号）。

⑨ 時野谷氏前掲書は田令荒廃条の規定には荒廢田を借佃した農民を保護する意味がなかつたとされる。しかし同条釈・穴記等によれば、私田三年・公田六年の借佃期間内は仮令班年に當つても収公せず、荒廢

欠官田の借佃者に対しては新任官人到着の場合も返還を要しないと、その理由は開佃の功あるが為であると記している。つまり令の借佃期間内の占有を保証しているのである。

又同氏は荒廢田をその公私を問わず収公された田と解された故か、荒廢条義解の「其限内者輪租、限外者輪地子」の文を、借佃期限内外共に国家へ納める地子を徴し、更に限内は田租・限外は（私田に限るが）旧田主への賃租地子を納めるの意と解された。旧田主の耕作権は収公後も尊重された為であるとされる。しかし荒廢田は公乘田とは性質を異にする。一旦班給された口分田は仮令荒廢しても飽く迄も受給主の口分田である。荒廢条の穴記に「間、口分田及雜色田等、荒廢經年序、未知、以幾年退代哉、答、依荒廢、不合退代也、但溝井崩失、不得耕作、換班給也、為与被侵、水無殊也」とある。退は中國の退田と同義で還官を意味するから、退代とは還官代給の意味であろう。而して園点を附した箇所は、荒廢の理由では代給せず、溝井崩失の場合は田令為水侵食条の規定に準じ代替班給するとの意味であろうが、然りとすれば荒廢田を収公田と解し難い事は明かであろう。代給せずに収公する事は班田法の本義に矛盾するからである。それ故令文でも私田は三年の借佃期限後は受給主に還えず事としている。公田六年還官も同様であろう。国家は荒廢田の荒廢の事実を確認し、その借佃の許可を与えるのみである。このように班田の事実に基づいて荒廢田を取扱ったから、大宝令文では借佃の申請以後も猶班受田主の耕作優先権を認めていたのであり（古記）、借佃の開始期を荒廢三年以後に置いたのであろう。更に地子の語は義解の時代でも公田についても用いられたと思うので（拙稿「地子と備直」『日本歴史』一九五・一九六号）、限外輪地子とは公田のみに当嵌まる文と考える。私田の場合はこれを準用せよとの意味ではなからうか。図示すれば次の通りであろう。

(私田) 限内輸租・限外還主又は賃租(田主に佃直を納める)

(公田) 限内輸租・限外還官又は賃租(輸地子) 又は充口分田(借佃者の口分田が規定額に満たぬ場合)

なお三代実録仁和元年四月十七日条に洪水で崩壊した遠江国の口分田三六七町余に対し、不堪佃田で代給したとある。この不堪佃田は荒廢公田であろう。平安時代以後勅旨田・諸司田・賜田等の給田に荒廢田を充てた例が多く、このような点から荒廢田を収公田とする時野谷氏説も一考を要する点があると考えられるが、少くとも班田制が勵行されている限り、前述の理由からこのような給田の場合の荒廢田は私田を含まないのが本則と考ええる。

⑤ 弥永氏前掲書は、不堪佃田は荒廢三年未満一年荒と三年以上常荒の兩様の意味を有ち、年荒の意味を有つようになったのは平安時代以降かとされる。従つて天長元年格で令の荒廢三年以上の田(常荒田)の借佃期間六年・三年が終身間に延びた事となる。しかし貞觀十二年

十二月廿五日官符(三代格・三代実録)に借佃者が借佃後間もなく死亡した場合その子孫に対し「更准令文延以六年、徴租之法同掘格意」とあるが、この令文とは田令荒廢条の荒廢公田の借佃期間の規定を指すとしか解し得ないのでなかろうか。弥永氏は天長元年格で常荒田が耕食期間を終身間、免租期間を六年とされた事と関連付けられ、貞觀十二年官符は借佃者の子孫にも免租期間を六年延長して終身間の耕食を許したものと解しておられるが、徴租は格意、天長元年格によれと別に断つていられるように、令文に准じて六年を延長すると言ふ場合の六年は天長元年格の免租期間六年を指すのでなく、前述の如く田令荒廢条の荒廢公田の借佃期間を指すものであろう。つまり貞觀十二年時点で常荒條の規定は生きていたのであり、常荒田は更に荒廢不耕の恒常化した田で、弥永氏の如く荒廢三年以上常荒との解釈は当らな

いと思う。むしろ年荒の語義は明らかでないが、毎年租帳で不堪佃田が損田と共に中央に報告され勘査を受ける事となっている(主稅式勘租帳条)ので、そのような所から出た語ではなかろうか。寛平八年四月二日格(三代格四八六頁)に百姓に貸田・判許された荒田・閑地を諸院諸宮王臣家が三年不耕を理由に己に改判せん事を求める例の多い事を指摘して、その法的根拠として田令荒廢条・天長元年格・樂田永世私有令等を挙げている。永世私有令に「受地之後至于三年本主不開聽他人開墾」とあるのは恐らく荒廢三年以上と云う荒廢田の規定を空閑地に拡張適用したものであろう。従つて寛平八年格で三年不耕が荒田・閑地共に改判の理由となつている事は、田令荒廢条の規定が寛平八年時点でも有効だった証拠である。更に延喜民部式に貞觀十二年格・貞觀式と同じ荒廢田の子孫耕食規定がある。貞觀式文についての弥永氏の見解は妥当とすべきであるが、六年を免租期間とされた事については従い得ない事前述に同じである。尤も弘仁十年十一月五日格・天長四年九月廿六日格の如く京中では閑廢地の耕營について出願者の申請有効期間を一年間のみ認め例はあるが、寛平八年格の申請有効期間三年は全面的布告であるから京中限りの特例とすべきであらう。弘仁十年格に最初の出願者が一年間耕作しなければ、第二の出願者に耕作権を改判し、第二の出願者が二年までに開かなければ第三の出願者に改判すると記している。その意味は最初の出願以後満二年目の終りまでの意味で、第二の出願者には二年間の申請有効期限を与えたとの意味ではない、従つて第二出願者の申請有効期間も亦一年間であったと考ふる。本論詳述の如く荒廢田は律令政府の熟田本位主義政策の一環と云う点に意義があり、それ故班田制とその消長を共にし、荒廢条の規定は原則的には永くその命脈を保つていたものと思うのである。

究』92号二九頁以下)が最も明確に指摘された。但し氏は以下の本論所説の如く何故墾田に私有地と云う意味が生じたかの点には全く触れておられない。

③ 後章で詳述するように平安中期頃までの土地売券には、売買物件として山林・墾田・島・園宅地・家屋等が挙げられ、以後次第に墾田の語が単に田として表記されるようになる。これは律令土地制度の弛緩により墾田以外の田も売買されるようになり、墾田とそれ以外の田の区別を明記する必要があるようになったのであろうが、墾田のみ売券を許されていた時期の券面の墾田も亦単純な新開墾田の意味のみではなく、むしろ永世私有地としての墾田を意味したのではなからうか。それは同一墾田が数十年間に数人の所有者の手を転々としている事実からも容易に察せられるのである。中世の土地売券に屢々所有権の根拠を開発領主であると明記する事によって示す例が見られるが、これ等も律令時代の墾田Ⅱ私有地との通念に淵源する観念ではなからうか。本来的には開発者である事は必ずしも所有者である事を意味するものではないからである。

④ 班田法の成立と大化改新の土地・人民の私的領有の廃止とが密接な関係のある事は従前も均しく認められていた所で決して事新しい問題ではない。しかしその関係の考え方が問題なのである。一般に所謂土地公有説の立場に立つ論者は、程度・ニュアンスの相違はあるが、私的領有は改新時の廃止措置により一応清算されて天下均しく公地・公民となり、その情勢に即応する制度として班田法が登場したとする点では一致しているように思われる。しかしながら改新時の一詔勅により私的領有が廃止し得たと云う事は、例えその前段階の過程を考慮に入れても首肯し難い事であり、和銅以降の大土地所有の屢次の禁制を見ても、律令制が観念的に私的領有廃止を標榜した事は論議の余地の

無い所であるとしても、実体的に私的領有を排除し得たかは大いに疑問とすべきであり、寧ろ妥協の上に成立した体制ではなかったかとも考えるのである。このような観点から班田法を評価した場合大土地所有の抑制策と云う見方が可能ではないかと思うのである。稍々観点は異なるが、井上光貞氏『大化改新論』(新日本史講座)は土地兼併を封じ、農民の基本財産擁護を目的とした田制改革とされ、直木孝次郎氏『大化改新論』(『日本古代国家の構造』三〇四頁)は土豪の出現を抑え階級分化の進展を制止したものと評価しておられる。この問題は古代の土地所有権の性格を考える上で従来最も重大な論点とされている事柄であるので、更に後章で詳述する事としたい。

⑤ この事は水田と陸田の賃租価値の比較から云い得る。一般に賃租価値が当該田地の収獲高のほぼ1/5程度の額であったと云う公式を陸田にも適用し得るとすれば、天平七年讃岐国山田郡弘福寺領田図に見える島の反当収獲量は一・八〇・七石で、水田の下田並かそれ以下と云う事になる(拙稿『地子と佃直』『日本歴史』一九五号参上照)。

⑥ 田令口分条に班給後具さに町段四至を録せとあり、弘仁十一年十二月廿六日格に田籍には専ら戸頭の姓名と口分の町段を注記するとあるが、山城国葛野郡班田図には戸主の姓名と戸田の町段が記されているから、図籍共に記されたのであろう。尤も弘仁十一年格には田籍は一班毎に記載内容が変化するが田図は公私有用だから、田籍は四証図籍以外は一班経過毎に廃棄し、田図は内外国共に悉く保存せよとしている所を見ると、田図の方が記載内容が大まかな代りに班給田のみならず未墾地・山川・寺神田等を含み記載内容がより包括的であったのかも知れない。正倉院現存の東大寺領田図はその事を推測せしめる。

⑦ 田令班田条、民部式校田・班田条。授口帳は班田授口帳(三代実録元慶三年五月廿三日条)・授田口帳(延喜左右京式授口帳条)・班田

帳（延喜民部式班田条）等とも称されている。

③⑦ 戸令戸逃走条。

③⑧ 班田法とこれに伴うこれ等の諸施策の一つの目的は、田の均分にあったとするのが土地公有論者の主張であるが、大土地所有抑制のためその原因となり易い熟田の隠没を防止する事がその真の目的で、班田法等はそのための技術的施策だったのではなからうか。授田々數が一定している事は土地均分『社会主義政策でふ解釈——勿論今日では内田銀蔵博士が提唱された当時のままの意味ではないが——に有利な事例であるが、實際耕作田積に重大な関係のある賃租関係には何等規制が加えられず、青苗締で賃租関係を明確にする事文を要求している事実から見ても（前掲拙稿参照）、班田額の一疋は實際耕作田積の均等化を目的としたものでない事は明らかであろう。

③⑨ 管籍令近大水条・延暦十九年九月十六日官符（弘仁八年十二月廿五日格・天長元年五月五日格所収）等。主税式の各国正税出挙稻の内に修理池溝料が独立計上されている。

④① 勅旨田が奈良時代以来存した事は周知の所で、天平神護二年十月廿日越前国足羽郡少領阿須波臣麻呂解（大日本古文书編年五―五五三頁）にも見られるが、その盛行は平安朝以降であり、大同元年紀はその正史に表われた初見史料である。平安朝以降盛行した理由は石母田正氏『古代末期政治史序説』上（一九頁以下）の指摘の如くこの頃から国家の財政機構が変化した為で、拙稿「公田賃租について」（『書陵部紀要』14）でも諸司田の急増・公田地子の財政的比重の増大等に並行する事象として説明した。換言すれば律令制的取収から荘園制的取収への移行期の現象である。とすれば勅旨田は単純に律令制的公墾田活動として説明し難い事は明かであろう。勅旨に名を藉りた王臣家の私墾田の存在を重視した所以も此所にある。なお石母田氏は勅旨田経

営の労働力を雑徭・浪人等に求められたが、天平神護二年三月十八日東大寺為南野開溝功食注文（大日本古文书編年五―五三六頁）に同寺領粟川庄で溝の開発に功糶・米塩を給している例等からみても、勅旨田の開発料糶はかかる雇役料に充当されていたのではないかと推測する。延暦十九年九月十六日官符（貞観交替式所収）に修理池溝のため功程を支度すべき事を命じているのも同様であろう。

④① 先述の如く荒廢田を不堪坪付帳（政事要略四四〇頁）等に登録して空閑地と敵に区別して取扱ったのは、口分田が荒廢すれば常荒↓空閑地の経過を辿って墾田と同じく私有地化するからである（羽田氏前掲書参照）。しかし荒廢しなければ私有化の端緒が開かれなかった所に問題がある。

④② 注②参照。

④③ 拙稿「公田賃租について」（前掲）二五頁以下参照。

④④ 墾田永世私有令を始め、天平神護元年三月五日勅（統紀）・宝龜三年十月十四日格・弘仁二年二月三日格等何れも同様である。

④⑤ 延喜二年三月十三日官符（三代格六〇八頁）。

④⑥ 虎尾俊哉氏『班田取授法の研究』所収「田令対照表」の26官人百姓条並に同表の注⑦参照。

④⑦ 中田博士「養老戸令応分条の研究」（『法制史論集』一―一五三・六六頁）。博士が同条の大宝令文復原に際し「田」字を除かれた論拠は、喪葬令戸絶条集解古記所引の同条の文に田字が無かった事、故に応分条集解古記の「問、未知位田賜田功田新墾田園圃桑漆等若為処分、答法宜処分、不同財物、一云封物同財物、封戸均分也、一云封戸依墾子主命隨也」の文は、田地の処分法の明確ではなかった事を傍証するものと解すべきであると云う点にある。しかし次の理由で博士の推定には従い難い。

(1) 博士も論及された応分条の寡妻の亡夫の遺産相続に関する条文の古記に「家人奴婢田宅財物」と明記され、祖法たる開元令にも田宅の存した事が明記されている。寡妻には田宅が相続され、諸子には相続されなかったとは考え難い。

(2) 喪葬令身喪戸絶条は養老令文にも田が除かれている。これは戸令戸逃走条・田令園地条等の規定により知られるように戸絶の場合土地は総て還公の原則となっていたからで、この事は戸絶条六記・園地条朱説の解説からも伺われる。戸絶条古記が田字を脱したのは遺産相続が起り得ない戸絶の場合、田以外の資産を以て四隣五保が死者の葬送供養を行うべき事を規定した戸絶条の規定に引かれたものではなからうか。

(3) 戸絶条の古記の引く大宝令文は、「(大宝令文)謂」と云う大宝令逸文の一般的引用形式を採らず、大意を引く場合の形式を採っているので、厳密に大宝令逸文そのままとは断定し難い。

(4) 応分条古記の「問、未知」の文意は、資財(動産)の分財法と奴婢・田宅(不動産)のそれとが同一か否かについての疑点を指摘しただけの事で、大宝令に田の分財規定が無かった事を示すものではないであろう。奴婢の箇所の古記にも「注、其奴婢等、嫡子隨狀分者聽、謂必令分、任意不聽也、一云、嫡子任意耳、抑不合令分也」と全く逆の見解を挙げ、釈説でも氏賤は財物の例に入れえないとしている。

④⑤ 仁井田博士「中國・日本古代の土地私有制」(『中国法制史研究』一土地法・取引法一〇頁)。

④⑥ 聖田施入の初見例は大安寺資財帳の天武二年の勅施入田九三二町を嚆矢とする。南京遺文解説(橋本進吉博士)凡例に、この資財帳の書写年次が平安期のもととされているが、記載内容には特に疑点がない。

い。

⑤⑦ 虎尾氏「律令時代の墾田法に関する二・三の問題」(前掲)は、本官奏文中の「從養老七年以來」の一句を以て三世一身法の施行を意味するとされたが、卑見の如く同年の班田施行を指すものと解し得てであろう。又集解所引の三世一身法末尾の「國司不合」の一句も法文自体の文言のように解されたが、卑見の如く古記の注者の説明文とすべきではなからうか。結論的には卑見と大きな懸隔はない。

⑤⑧ 虎尾氏前掲書注②に買得を國司の行為とは解し難いとし、國司から買受けたものと釈しておられるが、官奏は國司墾田の還公について述べているのであって、國司から買受けた墾田は開墾者が國司でも所有者が國司ではなければ國司墾田の還公規定を受けず、三世一身法が適用された筈であるから、買得者は國司でなければならない。竹内理三博士「八世紀における大伴的と藤原的」(『律令制と貴族政權』一二二二頁)、赤松俊秀博士「古代國家の展開」(『京大日本史』(2)一五一頁)等の説に従うべきであろう。但し竹内博士が天平元年官奏を以て三世一身法の修正とされる点従い難い事本論所述の通りである。兩令は適用対象が全く別なのではなからうか。

⑤⑨ 亀田氏「賃租制の一考察」(前掲)参照。

付記 本稿は昭和三十九年度文部省科学研究費の交付を受けて作成したものである。

(宮内庁書陵部勤務)

On Dealing in Land in Ancient Japan

by

Yasuaki Kikuchi

This article is to study the realities of land jobbing as a way of investigating the character of landownership in ancient Japan. At first we try to throw light on the viewpoint of the question. The term of dealing in that time was used both as a meaning of today and that of renting, at least before as late as the enactment of *Taiho-rei* 大宝令; and to back this presumption, the landownership in ancient times can be traced back to the period before *Taika* 大化, by studying the meaning of *Sanze-issin-no-hô* 三世一身法 and *Konden-eisei-shiyu-rei* 墾田永世私有令.

On the Nature of the Movement of

T'ai-p'ing-t'ien-kuo 太平天国

by

Ichisada Miyazaki

Though in the Japanese and Chinese circles at present there is a current that the movement of *T'ai-p'ing-t'ien-kuo* 太平天国 is to be nothing but a peasant uprising, the grounds of their argument are not clear. Why did the *T'ai-p'ing-t'ien-kuo* occur in the very tenth year after the Opium War? Why did it take place in the mountainous region of *Kuang-si-sing* 廣西省? Why did it take the route of *Hunan* 湖南, *Hupei* 湖北, and *Yangtze River*, and could it display its mobility? Why did the militiamen of *Ts'ing* 清 have to be recruited in *Hunan*? What is the weak point or the strong point of the *T'ai-p'ing* 太平 army or the *Siang* 湘 army? Without the examination of these points, the nature of *T'ai-p'ing-t'ien-kuo* cannot be completely explained at all.

In the quite different angle from the traditional students, we try to elucidate these problems, not only explaining the nature of various rebellion in the old China, but also offering a starting point for historical study of the relation between China and Europe.